

小値賀町一般廃棄物処理基本計画
(概要版 生活排水処理編)

平成31年3月

小 値 賀 町

目 次

第1章 計画策定の基本的事項

- 第1節 計画策定の趣旨 1
- 第2節 計画の範囲及び目標年度 3

第2章 生活排水処理基本計画

- 第1節 生活排水処理の状況 4
- 第2節 生活排水処理の評価及び課題 9
- 第3節 基本方針等 11
- 第4節 生活排水処理の予測 12
- 第5節 生活排水処理計画 14
- 第6節 し尿・浄化槽汚泥処理計画 18
- 第7節 その他関連計画 20

第1章 計画策定の基本的事項

第1節 計画策定の趣旨

1 計画策定の法的根拠

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「廃棄物処理法」という。）第6条第1項の規定により、市町村は当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（一般廃棄物処理計画）を定めなければならないこととされている。

即ち、一般廃棄物処理計画は、図1-1-1に示すように①長期的視点に立った市町村の一般廃棄物処理の基本方針となる計画（一般廃棄物処理基本計画）と、②基本計画に基づき各年度ごとに一般廃棄物の排出の抑制、減量化・再生利用の推進、収集・運搬、処分等について定める計画（一般廃棄物処理実施計画）から構成されるものであり、それぞれ、ごみに関する部分（ごみ処理基本計画及びごみ処理実施計画）及び生活排水に関する部分（生活排水処理基本計画及び生活排水処理実施計画）から構成されている。

これら、「ごみ処理基本計画」及び「生活排水処理基本計画」は、市町村が長期的・総合的視点に立って、計画的な一般廃棄物（ごみ・生活排水）処理の推進を図るための基本方針となるものであり、収集から中間処理、最終処分に至るまでの、一般廃棄物の適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めるものである。

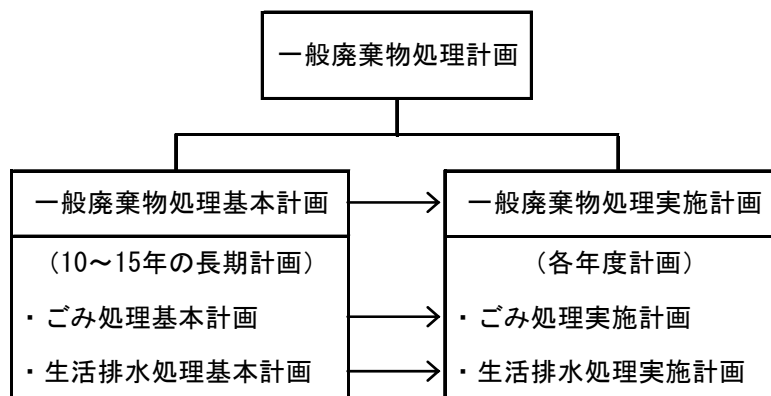


図1-1-1 基本計画と実施計画の関係

2 計画の位置付け

本計画の位置付けは、図 1-1-2 に示すとおりである。

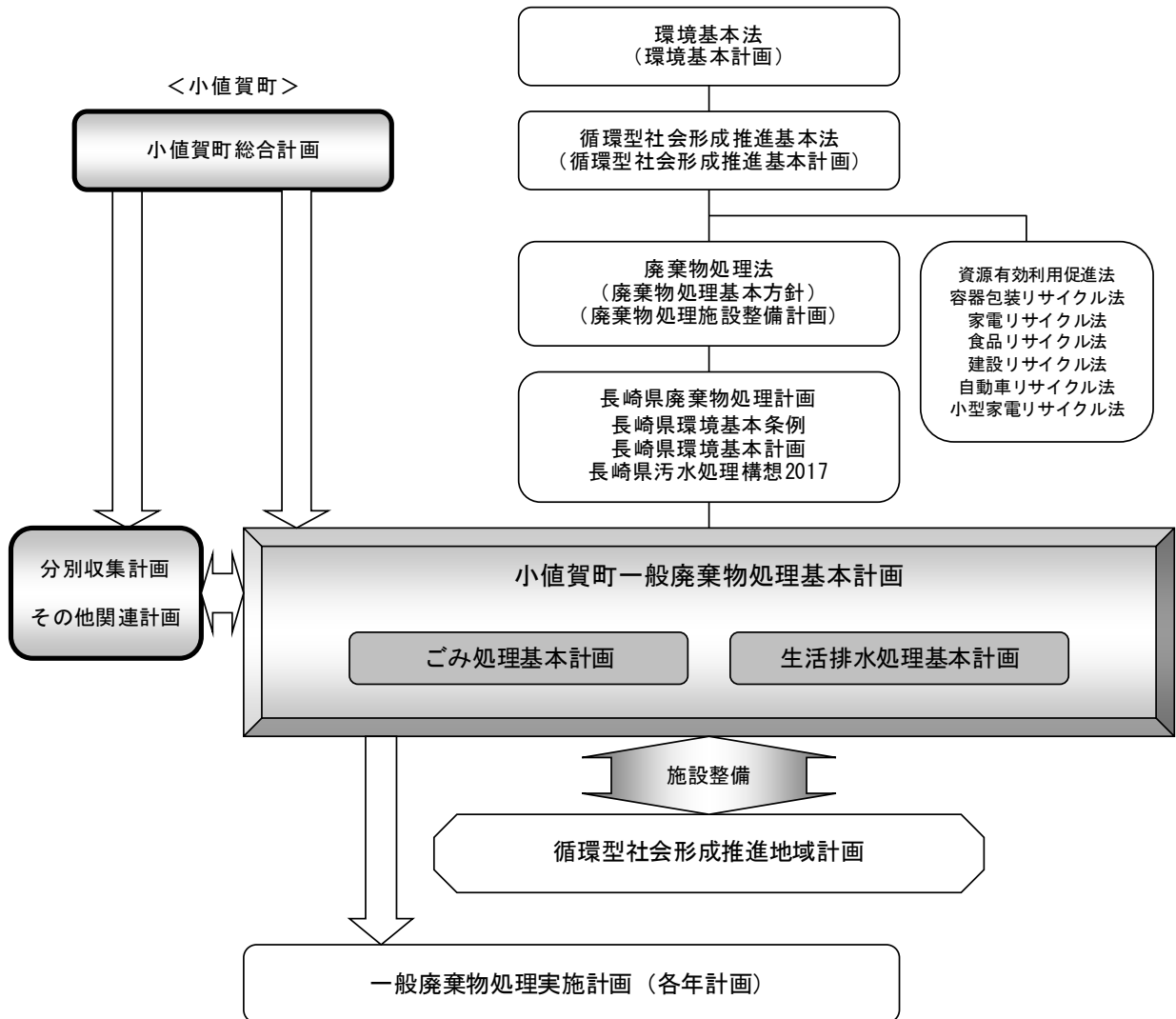


図 1-1-2 計画の位置付け

第2節 計画の範囲及び目標年度

1 計画の範囲

計画対象区域は、本町の行政区域全域とし、区域で発生するご生活排水を計画の対象とする。

2 計画目標年度

本計画では2018（平成30）年度を計画策定期間とし、15年後の2033年度を計画目標年度とする。

なお、8年後の2026年度を中間年度として、目標値や施策の達成状況等を把握し、計画の見直し等を行う。また、計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合にも、必要に応じて見直すものとする。

計画目標年度：2033年度

中間目標年度：2026年度

第2章 生活排水処理基本計画

第1節 生活排水処理の状況

1 生活排水処理の現状

(1) 生活排水処理の概要

本町で発生する生活雑排水及びし尿は、図 2-1-1 に示すように農業集落排水、漁業集落排水施設、合併処理浄化槽で処理した後、処理水を公共用水域に放流している。

また、くみ取りし尿と公共下水道処理施設、農業集落排水処理施設、漁業集落排水処理施設及び、合併処理浄化槽で発生する汚泥については、小値賀町し尿処理場へ搬入し処理を行っている。

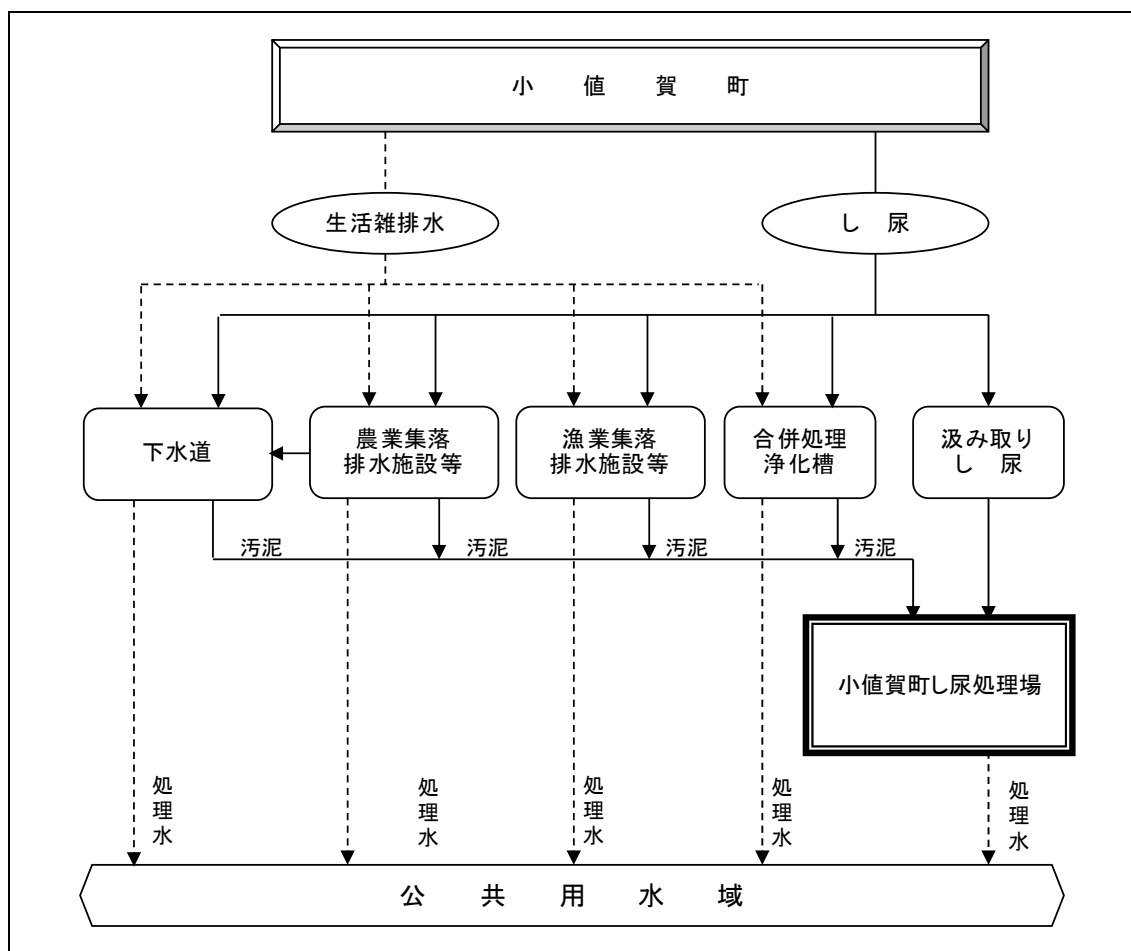


図 2-1-1 現状の生活排水処理体系

(2) 生活排水処理形態別人口

生活排水処理形態別人口の推移を表 2-1-1 に示す。

表 2-1-1 生活排水処理形態別人口の推移

区分\年度	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)
1. 計画処理区域内人口	2,759	2,692	2,630	2,583	2,511
2. 水洗化・生活雑排水処理人口	1,831	1,854	1,878	1,932	1,907
水洗化・生活雑排水処理率	66.4%	68.9%	71.4%	74.8%	75.9%
(1)コミュニティ・プラント	0	0	0	0	0
(2)合併処理浄化槽	57	55	56	54	51
(3)下水道	1,194	1,218	1,234	1,286	1,271
(4)農業集落排水施設	384	384	391	394	391
(5)漁業集落排水施設	196	197	197	198	194
3. 水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	0	0	0	0	0
4. 非水洗化人口	928	838	752	651	604
(1)し尿収集人口	912	829	748	648	599
(2)自家処理人口	16	9	4	3	5
5. 計画処理区域外人口	0	0	0	0	0

注) 水洗化・生活雑排水処理率: 水洗化・生活雑排水処理人口 ÷ 計画処理区域内人口

(3) 生活排水処理施設の整備状況

① 農業集落排水施設等

本町における農業集落排水施設整備人口の推移は表 2-1-2 に示すとおりである。

表 2-1-2 農業集落排水施設整備人口の推移

区分\年度		2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)
農業集落排水	浜津地区	207	219	227	228	223
	柳地区	169	174	185	181	177
	前方地区	215	210	206	213	214
	計	591	603	618	622	614

単位: 人

② 漁業集落排水施設等

本町における漁業集落排水施設整備人口の推移は表 2-1-3 に示すとおりである。

表 2-1-3 漁業集落排水施設整備人口の推移

区分\年度		2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)
漁業集落排水	斑地区	124	126	132	134	133
	大島地区	72	71	65	64	61
	計	196	197	197	198	194

単位: 人

③ 下水道

本町における公共下水道処理人口の推移は表 2-1-4 に示すとおりである。

表 2-1-4 公共下水道処理人口の推移

区分\年度		2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)
公共下水道	笛吹地区	987	999	1,007	1,058	1,048

単位:人

④ 浄化槽

合併処理浄化槽人口の推移は表 2-1-5 に示すとおりである。

表 2-1-5 合併処理浄化槽人口の推移

区分\年度	2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)
合併処理浄化槽	57	55	56	54	51

単位:人

2 し尿・浄化槽汚泥処理の現状

(1) 収集・運搬の現状

し尿及び浄化槽汚泥は許可業者により収集・運搬を行っている。また、下水道汚泥はポンプ圧送にてし尿処理場へ送られている。

収集・運搬量の推移は表 2-1-6 に示すように、収集人口及び収集量とも増減を繰り返しながら減少傾向を示しており、1人1日当たり排出量は、2017(平成29)年度で、し尿及び浄化槽汚泥が1.8ℓ/人・日、浄化槽汚泥(下水道汚泥)が5.1ℓ/人・日となっている。

表 2-1-6 し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬量の推移

区分\年度		2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)	平均値
収集人口 (人)	し尿及び 浄化槽汚泥	1,549	1,465	1,392	1,294	1,235	
	浄化槽汚泥 (下水道汚泥)	1,194	1,218	1,234	1,286	1,271	
年間収集量 (㎏/年)	し尿及び 浄化槽汚泥	1,113	1,207	888	767	825	
	浄化槽汚泥 (下水道汚泥)	2,652	2,269	2,207	2,422	2,345	
	計	3,765	3,476	3,095	3,189	3,170	
1人1日当たり 排出量 (ℓ/人・日)	し尿及び 浄化槽汚泥	2.0	2.3	1.8	1.6	1.8	1.9
	浄化槽汚泥 (下水道汚泥)	6.1	5.1	4.9	5.2	5.1	5.3

注) 浄化槽(下水道汚泥)は、公共下水道の処理人口及び汚泥量であり、それ以外はし尿及び浄化槽汚泥とする。

1人1日当たり排出量: 収集量 ÷ 365(366)日 ÷ 収集人口 × 1000

(2) し尿処理の現状

収集・運搬されたし尿及び浄化槽汚泥は、表 2-1-7 及び図 2-1-2 に示す小値賀町し尿処理場にて処理されており、処理過程で発生する汚泥は乾燥後最終処分場にて埋立処分を行っている。

表 2-1-7 し尿処理施設の概要

施設名称	小値賀町し尿処理場
所在地	長崎県北松浦郡小値賀町苗吹郷外崎57番地
竣工年月	1995(平成7)年3月
処理能力	9kℓ/日
処理方式	高負荷脱窒素処理+高度処理
汚泥処理	乾燥後埋立処分



図 2-1-2 現状のし尿処理フロー

過去5年間の処理量（搬入量）は、表 2-1-8 に示すとおりである。

表 2-1-8 し尿・浄化槽汚泥処理量（搬入量）の推移

区分\年度		2013 (H25)	2014 (H26)	2015 (H27)	2016 (H28)	2017 (H29)
年間処理量 (kℓ/年)	し尿及び 浄化槽汚泥	1,113	1,207	888	767	825
	浄化槽汚泥 (下水道汚泥)	2,652	2,269	2,207	2,422	2,345
	計	3,765	3,476	3,095	3,189	3,170
日平均処理量 (kℓ/日)	し尿及び 浄化槽汚泥	3.0	3.3	2.4	2.1	2.3
	浄化槽汚泥 (下水道汚泥)	7.2	6.2	6.0	6.6	6.4
	計	10.3	9.5	8.5	8.7	8.7
搬入率		114.4%	105.6%	94.4%	96.7%	96.7%
浄化槽汚泥混入率		70.4%	65.3%	71.3%	75.9%	74.0%

注)搬入率: 計画処理量(9kℓ/日)に対する比率

4 生活排水処理行政の動向

(1) 国の動向

国が進める生活排水処理施設の概要は、表 2-1-9 に示すとおりである。

表 2-1-9 生活排水処理施設の概要

所管	分類	事業主体	計画人口	事業の進め方の特徴	普及している地域等
環境省	コミュニティプラント	市町村	101人以上 30,000人以下	新規に開発される団地や住宅地、農山漁村の既存の小集落等の面整備を行う。	・新規に団地等が開発される地域 ・地域や集落毎に生活排水を処理することが適当な地域
	浄化槽	市町村 (個人設置型) 浄化槽設置 整備事業 ※交付金事業以外の 個人設置型を含む	制限無し	新規に開発される土地、新築建物等に設置する。また、既存の住宅建物の汲み取り便所、単独処理浄化槽を敷設替える。各戸別の小規模なものから大規模なものまで設置者の事情に合わせて選択できる。	・新規に団地等が開発される地域 ・増改築が行われる建物等 ・地域や集落または各戸別に生活排水を処理することが適当な地域 ・住民参加による生活排水処理の推進が進められている地域
		市町村 (市町村設置型) 浄化槽市町村 整備推進事業	20戸以上	市町村が設置主体となって戸別合併処理浄化槽の面的整備を行う。	・水道原水水質保全事業の実施の促進に関する法律に基づく都道府県計画に定められた合併処理浄化槽整備地域 ・湖沼水質保全特別措置法に基づく指定地域または水質汚濁防止法に基づく生活排水対策重点地域 ・過疎地域 ・山村振興地域 ・農業振興地域内の農業集落排水施設処理区域周辺地域
総務省	小規模集合排水処理施設	市町村	10戸以上 20戸未満	市町村が汚水等を集散的に処理する施設である。	・農業振興地域に限定されていたが、平成7年度からは限定なし
	個別排水処理施設	市町村	単年度当たり20戸未満 (水源法地域は10戸以上20戸未満)	市町村が設置主体となって個別合併処理浄化槽の面的整備を行う。	・生活排水対策の緊急性が高い小規模集落
農林水産省	農業集落排水施設	市町村 (県、土地改良区)	20戸以上 1,000人程度以下	農業振興地域の集落の面整備を行う。	・農業振興地域に集落が発達している地域
	簡易排水施設	市町村	10戸以上 20戸未満	「山村振興等特別対策事業」のメニュー事業	・同左事業の認定地区を対象とする。
	水産庁 漁業集落排水施設	市町村	100人以上 1,000人程度以下	漁業集落の面整備を行う。	・漁港法により指定された漁港の背後集落
	林野庁 林業集落排水施設	市町村	20戸以上 1,000人程度以下	山村地域の面整備を行う。	・林業地域総合整備事業実施地区の林業集落
国土交通省	公共下水道	市町村 (過疎代行制度は県)	制限無し	都市の市街地、団地、住宅地等の人口密集地区において面整備を進める。	・既成都市の中心部 ・都市住宅等の開発地域 ・流域下水道幹線がある都市
	特定環境保全公共下水道	市町村 (過疎代行制度は県)	制限無し	自然公園、水源地と農山漁村の集落の整備を行う。	・河川や山の斜面に沿って集落が発達している地域

(2) 県の動向

長崎県では、計画的、効率的かつ適正な生活排水処理施設の整備を実施していくために「長崎県汚水処理構想 2017」を策定（平成 29 年 3 月）し、生活排水処理施設の整備により、中期目標年度（2026 年度）及び長期目標年度（2036 年度）における汚水処理人口普及率をそれぞれ 90.2%、97.3%とすることを目標としている。

第2節 生活排水処理評価及び課題

1 生活排水処理の評価

(1) 生活排水処理の評価

表 2-2-1 より、本町の水洗化率（生活排水処理率）は、2016（平成 28）年度で 74.8%（2017（平成 29）年度で 75.9%）であり、国の平均値（2016（平成 28）年度で 94.6%）を大きく下回っているが、県の平均値（2016（平成 28）年度で 76.8%）と比較すると若干下回っている状況である。

表 2-2-1 水洗化率の実績（2016 年度実績）

区 分	水洗化率				
		下水道	コミュニティプラント	浄化槽	
小値賀町(H29実績)	75.9%	41.7%	0.0%	34.2%	
一般廃棄物処理実態調査表（環境省）	長崎市	93.9%	89.9%	0.0%	4.0%
	佐世保市	75.6%	52.3%	0.0%	23.4%
	島原市	48.2%	0.0%	1.0%	47.2%
	諫早市	75.8%	49.7%	0.0%	26.1%
	大村市	97.1%	86.7%	0.0%	10.3%
	平戸市	34.9%	0.0%	0.7%	34.2%
	松浦市	51.9%	26.7%	0.0%	25.2%
	対馬市	38.3%	0.0%	0.0%	38.3%
	壱岐市	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	五島市	47.5%	0.0%	0.0%	47.5%
	西海市	70.7%	6.3%	15.5%	48.8%
	雲仙市	52.4%	19.8%	0.0%	32.6%
	南島原市	49.9%	12.7%	1.2%	36.1%
	長与町	98.3%	98.1%	0.0%	0.2%
	時津町	98.7%	96.0%	0.0%	2.7%
	東彼杵町	61.1%	28.9%	0.0%	32.2%
	川棚町	71.2%	54.9%	0.0%	16.4%
	波佐見町	62.5%	37.5%	0.0%	25.0%
	小値賀町	74.8%	41.0%	0.0%	33.8%
	佐々町	86.0%	76.5%	0.0%	9.6%
新上五島町	29.5%	0.0%	1.2%	28.3%	
県全体	76.8%	57.3%	0.4%	19.1%	
全国平均	94.6%	74.3%	0.2%	20.0%	

注) 長崎県及び全国平均の値は、「2016(平成28)年度 一般廃棄物処理事業実態調査票(環境省)」より

2 生活排水処理の課題

(1) 生活排水処理に関する課題

本町では、町内全域にわたって下水道、農業集落排水処理施設及び漁業集落排水施設が整備されており、大島以外の離島を含む整備区域以外では合併処理浄化槽の設置を進めている。水洗化率（生活排水処理率）は、2017（平成29）年度で75.9%と全国平均（94.6%：2016（平成28）年度）や県平均（76.8%：2016（平成28）年度）を下回っている。

(2) し尿・浄化槽汚泥処理に関する課題

① 排出量に応じた収集・処理体制の整備

本町では、くみ取りし尿量や浄化槽汚泥量については、微増傾向にあるが、大きな変動は見られていない。し尿と浄化槽汚泥の比率については、浄化槽汚泥の増加に伴い、浄化槽汚泥の混入率が2017（平成29）年度では74%となっている。

② 施設の老朽化

1995（平成7）年度から稼働している「小値賀町し尿処理場」は既に供用後23年が経過している。廃棄物処理施設は20年程度で新施設への更新あるいは大規模改修による機能回復を行うことが多い。

本施設についても、別途検討中の汚水処理計画と内容の整合を取りながら、し尿・浄化槽汚泥処理の共同化について検討を深める必要がある。

第3節 基本方針等

1 生活排水処理に係る理念・目標

本町で発生する生活排水については、生活排水処理施設の整備を推進するとともに、住民に対して生活排水対策の必要性等について啓発を行うことにより、公共用水域の水質の改善を図り、快適な生活環境と水環境を創出していくものとする。

2 生活排水処理施設整備の基本方針

生活排水処理の基本は、水の適正利用に関する普及啓発とともに、生活排水の処理施設を逐次整備していくこととし、以下のとおり生活排水処理施設の整備を進めていくものとする。

(1) 下水道及び集落排水施設整備の推進

下水道計画区域、農業集落排水処理区域及び漁業集落排水処理区域において、整備の推進と水洗化率の向上を図るために処理区域内の住民に対して早期接続を促していく。

(2) 合併処理浄化槽整備の推進

集合処理区域を除く地域については、合併処理浄化槽の設置を推進していく。

(3) 広域処理・共同処理の推進

公共下水道、農業集落排水処理施設、漁業集落排水処理施設及び、し尿処理施設については、広域化・共同化による処理が行えるようにしていく。

第4節 生活排水処理の予測

1 生活排水処理形態別人口の予測

表 2-4-1 に汚水処理計画による処理形態別人口の推計結果を示す。

表 2-4-1 汚水処理計画による処理形態別人口の推計結果

単位:人

区分\年度	予 測 値				備考
	2020	2025	2030	2035	
公共下水道					
笛吹地区	1,039	975	888	785	
農業集落排水処理施設					
浜津地区	230	211	190	164	下水処理へ
柳地区	164	137	110	89	
前方地区	219	197	178	156	
漁業集落排水処理施設					
斑地区	137	122	103	80	
大島地区	59	48	39	30	島内処理
合併処理浄化槽	61	63	58	45	
くみ取りし尿	391	198	98	50	
合 計	2,300	1,951	1,664	1,399	

本計画でも上記の値を採用するものとし、各年度間の人口についてはそれぞれを直線回帰にて結ぶこととする。

(1) 公共下水道人口

2030 年度の接続率の目標を 87.8%とし、2033 年度の区域内処理人口を 825 人とする。

(2) 農業集落排水処理施設人口

2030 年度の接続率の目標を浜津地区 96.7%、柳地区 100.0%、前方地区 90.4%とし、2033 年度の区域内処理人口を浜津地区 174 人、柳地区 97 人、前方地区 164 人とする。
ただし、浜津地区は公共下水道に接続するものである。

(3) 漁業集落排水処理施設人口

2030 年度の接続率の目標を斑地区 97.9%、大島地区 100.0%とし、2033 年度の区域内処理人口を斑地区 88 人、大島区 33 人とする。
ただし、大島地区の汚泥はこれまでと同様に島内にて堆肥化とする。

(4) 合併処理浄化槽人口、くみ取りし尿人口及び自家処理人口

合併処理浄化槽及びくみ取りし尿人口については、上記集合処理人口の普及に整合させるよう漸減傾向とした。また、自家処理人口は 2020 年度にゼロとなるようにした。

これらの検討結果を表 2-4-2 に示す。

表 2-4-2 生活排水処理形態別人口の予測結果

区分\年度		実績値	予測値		備 考
		2017 (H29)	2026	2033	
生活排水処理形態別人口(人)	行政区域内人口	2,511	1,893	1,502	(1) 汚水処理計画人口を採用
	下水道人口	1,271	1,163	999	(2) 汚水処理計画人口を採用
	普及率	50.6%	61.4%	66.5%	(3) (2)÷(1)
	農業集落排水処理人口	391	324	261	(4) 汚水処理計画人口を採用
	普及率		17.1%	17.4%	(5) (4)÷(1)
	漁業集落排水処理人口	194	164	121	(6) 汚水処理計画人口を採用
	普及率	7.7%	8.7%	8.1%	(7) (6)÷(1)
	合併処理浄化槽人口	51	62	52	(8) 汚水処理計画人口を採用
	普及率	2.0%	3.3%	3.5%	(9) (8)÷(1)
	生活排水処理施設整備人	1,907	1,713	1,433	(10) (2)+(4)+(6)+(8)
	生活排水処理率	75.9%	90.5%	95.4%	(11) (10)÷(1)
	非水洗化+単独処理浄化槽人口	604	180	69	(12) (1)-(10)
	単独処理浄化槽人口	0	0	0	(13)
	非水洗化人口	604	180	69	(14) (15)+(16)
	し尿収集人口	599	180	69	(15) 汚水処理計画人口を採用
	自家処理人口	5	0	0	(16) 汚水処理計画人口を採用 2020年にゼロ人

2 し尿・浄化槽汚泥量の予測

前項で予測した処理人口と実績を基に設定した計画原単位より、し尿・浄化槽汚泥量を予測すると表 2-4-3 に示すとおりである。

表 2-4-3 し尿・浄化槽汚泥量の予測結果

区分\年度		実績値	予測値		備 考
		2017 (H29)	2026	2033	
処理人口 (人)	下水道	1,271	1,163	999	①
	農業集落排水	391	324	261	②
	漁業集落排水	194	164	121	③
	合併処理浄化槽	51	62	52	④
	くみ取りし尿	599	180	69	⑤
	合計	2,506	1,893	1,502	⑥
計画原単位 (ℓ/人・日)	し尿及び浄化槽汚泥	1.83	1.10	0.80	⑦
	浄化槽汚泥(下水道汚泥)	5.05	5.30	5.30	⑧
処理汚泥量 (kℓ/年)	し尿及び浄化槽汚泥	825	287	145	⑨: ①×⑦×365÷1000
	浄化槽汚泥(下水道汚泥)	2,345	2,250	1,933	⑩: ①×⑧×365÷1000
	合計	3,170	2,537	2,078	⑪: ⑨+⑩

第5節 生活排水処理計画

1 生活排水の処理主体

(1) 現在の処理主体

現在の生活排水の処理主体を表 2-5-1 に、処理体系を図 2-5-1 に示す。

表 2-5-1 生活排水の処理主体（現在）

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
下水道	し尿及び生活雑排水	小 値 賀 町
農業集落排水施設	し尿及び生活雑排水	小 値 賀 町
漁業集落排水施設	し尿及び生活雑排水	小 値 賀 町
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	小 値 賀 町
し尿処理場	し尿及び浄化槽汚泥	小 値 賀 町

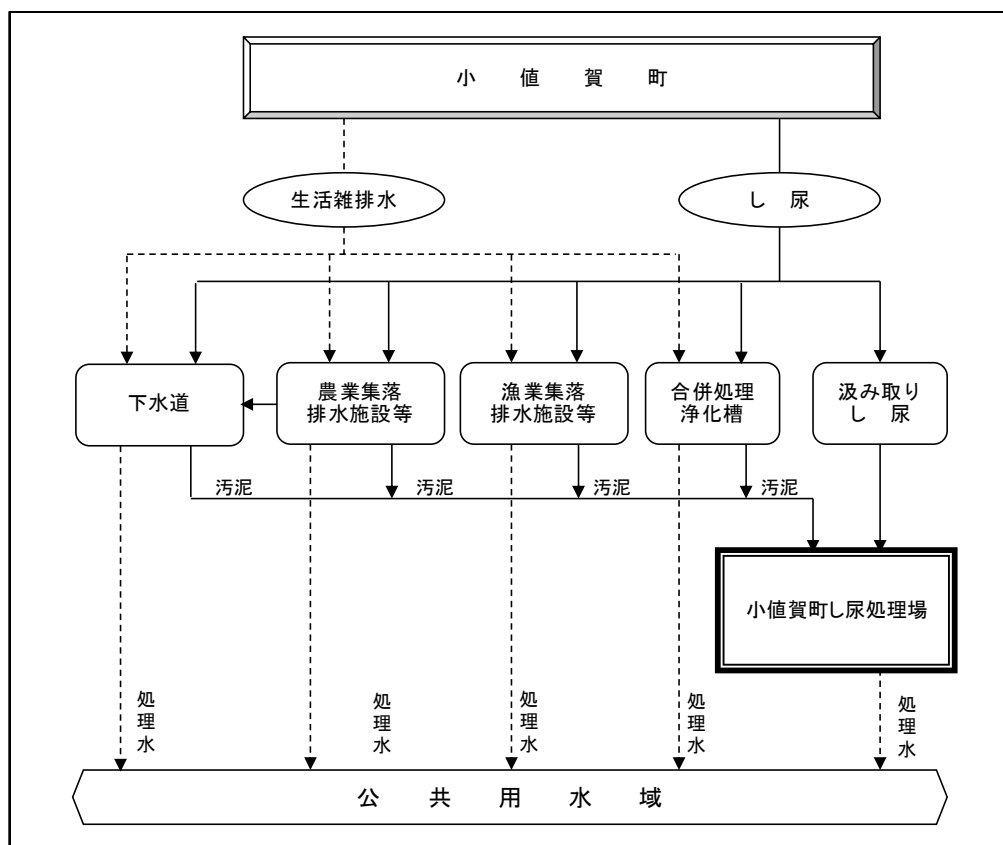


図 2-5-1 生活排水の処理体系（現在）

(2) 汚水処理計画に基づく処理主体

現在、汚水処理計画では、し尿処理場の老朽化対策をはじめとした町内下水道事業の統廃合による効率化について検討を行っており、計画の骨子は以下のとおりである。

- ・し尿処理場の処理機能を廃止し、し尿及び浄化槽汚泥は前処理後に笛吹浄化センターへ送水し処理を行う。
- ・農業集落排水処理施設及び漁業集落排水処理施設は廃止し、管路にて笛吹浄化センターへ接続する。
- ・大島地区の漁業集落排水処理施設については、施設を継続して稼働する。

汚水計画に基づく生活排水の処理主体を表 2-5-2 に、処理体系を図 2-5-2 に示す。

表 2-5-2 生活排水の処理主体（汚水計画）

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
下水道 (笛吹浄化C)	し尿及び生活雑排水	小 値 賀 町
漁業集落排水施設 (大島地区)	し尿及び生活雑排水	小 値 賀 町
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	小 値 賀 町

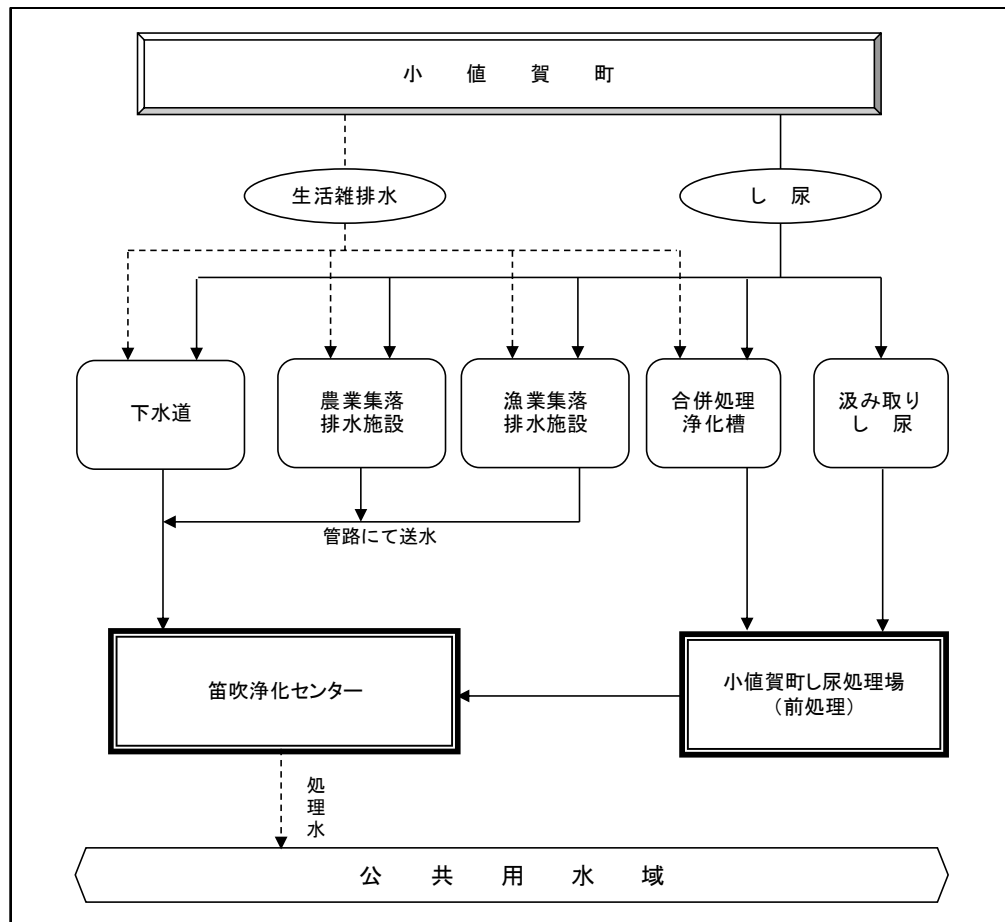


図 2-5-2 生活排水の処理体系（汚水計画）

2 処理の目標

基本方針に基づき、計画目標年度（2033年度）における生活排水処理率を表2-5-3に示すように95.0%とすることを目標とする。また、生活排水処理人口の目標を表2-5-4及び表2-5-5に示す。

表2-5-3 生活排水処理率の目標

単位：%

区分 \ 年度	現 在 2017	中間目標 2026	目標年度 2033
生 活 排 水 処 理 率	75.9	90.0	95.0

注) 生活排水処理率: 水洗化・生活雑排水処理人口 ÷ 計画処理区域内人口

表2-5-4 生活排水処理人口の目標

単位：人

区分 \ 年度	現 在 2017	中間目標 2026	目標年度 2033
行 政 区 域 内 人 口	2,511	1,951	1,502
計 画 処 理 区 域 内 人 口	2,511	1,951	1,502
生 活 雑 排 水 処 理 人 口	1,907	1,753	1,433

表2-5-5 生活排水処理形態別人口の目標

単位：人

区分 \ 年度	現 在 2017 (H29)	中間目標 2026	目標年度 2033
計画処理区域内人口	2,511	1,893	1,502
水洗化・生活雑排水処理人口	1,907	1,713	1,433
下 水 道	1,271	1,163	999
農 業 集 落 排 水 施 設	391	324	261
漁 業 集 落 排 水 施 設	194	164	121
合 併 処 理 浄 化 槽	51	62	52
水洗化・生活雑排水未処理人口 (単独処理浄化槽)	0	0	0
非水洗化人口	604	180	69
し 尿 収 集 人 口	599	180	69
自 家 処 理 人 口	5	0	0
計画処理区域外人口	0	0	0

3 生活排水を処理する区域及び人口等

計画目標年度（2033年度）における下水道、農業集落排水処理施設、漁業集落排水施設及び合併処理浄化槽により、生活排水を処理する区域及び人口は表 2-5-6 に示すとおりである。

表 2-5-6 生活排水を処理する区域及び人口

区 分	処 理 区 域	計画処理人口	備 考
下水道	笛吹地区	825人	
	浜津地区	174人	農業集落排水
農業集落排水	柳地区	97人	
	前方地区	164人	
漁業集落排水施設	斑地区	88人	
	大島地区	33人	堆肥化
合併処理浄化槽	上記以外の地区	52人	
合 計		1,433人	

4 施設及び整備計画の概要

下水道、漁業集落排水施設の整備を進め、接続率の向上に注力するとともに、浄化槽設置整備事業により合併処理浄化槽の整備を推進していくものとする。

なお、汚水処理計画に基づく広域化・共同化事業については、今後以下の基本方針に基づいて検討を進めていくものとする。

- ・ し尿処理場の処理機能を廃止し、し尿及び浄化槽汚泥は前処理後に笛吹浄化センターへ送水し処理を行う。
- ・ 農業集落排水処理施設及び漁業集落排水処理施設は廃止し、管路にて笛吹浄化センターへ接続する。
- ・ 大島地区の漁業集落排水処理施設については、現稼働の継続及び海底管路による笛吹浄化センターへの接続について検討を深める。

第6節 し尿・浄化槽汚泥処理計画

1 収集・運搬計画

(1) 計画の方針

本町で発生するし尿・浄化槽汚泥については、収集量に見合った収集体制の効率化・円滑化を図るものとする。

(2) 計画収集区域

原則として町内全域とする。

(3) 収集・運搬の方法及び量

し尿・浄化槽汚泥の収集・運搬は、現状どおり許可業者が行うものとする。
現状のままの収集・運搬の量は表 2-6-1 に示すとおりである。

表 2-6-1 収集・運搬の量

区分\年度	実績	予 測		備 考
	2017 (H29)	2026	2033	
し尿及び浄化槽汚泥	825	287	145	
浄化槽汚泥 (下水道汚泥)	2,345	2,250	1,933	浜津農集を含む
合 計	3,170	2,537	2,078	

単位:kl/年

ただし、汚水処理計画に基づく広域化・共同化事業が完了した際には、集落排水処理施設からの処理汚泥運搬はなくなる。

2 中間処理計画

(1) 計画の方針

本町で発生するし尿・浄化槽汚泥を、中間処理施設で衛生的かつ適正に処理するとともに、汚水処理計画に基づく広域化・共同化事業として将来的には笛吹浄化センターにて一括処理を行う。

(2) 中間処理の方法及び量

し尿処理場は稼働後 23 年が経過しており、施設の老朽化が見られることから、汚水処理計画に基づく広域化・共同化事業として将来的には笛吹浄化センターにて一括処理を行う。具体的には集落排水については管路にて下水道へ接続、合併浄化槽汚泥及びくみ取りし尿についてはし尿処理場で前処理後笛吹浄化センターへ送水し処理を行うことについて検討を深めていく。

現状のまま処理した場合の中間処理量は表 2-6-2 に示すとおりである。

表 2-6-2 中間処理の量

区分\年度		実績	予 測		備 考
		2017 (H29)	2026	2033	
年間量 (kℓ/年)	し尿及び 浄化槽汚泥	825	287	145	
	浄化槽汚泥 (下水道汚泥)	2,345	2,250	1,933	浜津農集を含む
	計	3,170	2,537	2,078	
日平均量 (kℓ/日)	し 尿	2.3	0.9	0.5	365日平均
	浄化槽汚泥	6.4	6.1	5.2	
	計	8.7	7.0	5.7	
浄化槽汚泥混入率		74.0%	88.7%	93.0%	

3 再資源化計画

(1) 計画の方針

汚水処理計画に基づく広域化・共同化事業として将来的には笛吹浄化センターでの処理汚泥について、地域の特性を考慮した資源化有効利用方法を検討していく。

4 最終処分計画

(1) 計画の方針

中間処理施設での資源化有効利用を推進し、最終処分量を削減することにより、最終処分場への負担をできるだけ軽減するものとする。

(2) 最終処分の方法

現在のし尿処理場では処理汚泥を西目最終処分場にて埋立処分を行っている。今後は笛吹浄化センターにおける一括処理を行う計画であるため、処理後の汚泥については乾燥・堆肥化等、適正な処理・処分について十分な検討を行う。

第7節 その他関連計画

1 住民に対する広報・啓発活動

本町において、住民の生活排水に対する意識向上を図るため、これを達成するための方策として、様々な啓発活動を展開する。

- ① 環境学習の充実
- ② 環境情報の提供
- ③ 地域住民との連携
- ④ 家庭での生活排水対策実践の普及、エコライフの充実

2 地域諸計画との関係

生活排水処理基本計画の推進にあたっては、小値賀町総合計画等との整合を図るものとする。

また、長崎県の「長崎県汚水処理構想 2017」等についても配慮するものとする。

3 災害廃棄物処理計画

震災や水害等の大規模災害発生時には、小値賀町地域防災計画並びに震災廃棄物処理対策マニュアルに基づき適切な対応を行う。

(1) 平常時の対策

① し尿処理計画策定

被災後は、トイレの使用不能や処理体制の変化に対応するために、被害状況の想定を行い、適切なし尿処理計画を策定する。

特に、衛生・防疫の観点から仮設トイレの配置計画や調達計画を策定し、保有業者等への支援要請や協定を結ぶ。

② 施設マニュアルの整備

施設の運転・保守点検マニュアルを策定しするとともに、設備・機器の点検を行うことで施設の機能維持に努める。

③ 連絡体制の確立

災害時の連絡体制を確立するため、防災に係る組織体制の整備・充実を図る。

④ 収集業者との連携体制の確立

災害時の連絡体制や収集体制について収集委託業者と協議を行い、災害時収集協定を結ぶ。

⑤ し尿処理に関する住民との協力体制

災害時のし尿処理やトイレ使用等住民の協力が必要な内容について、広報紙等により周知徹底を図る。

⑥ 関連施設関係資料の準備等

し尿処理に関連する諸施設（下水道施設、浄化槽、集落排水処理施設）に関連する書類を整理し、保管場所を明確にしておく。

⑦ 応急対策のための関係資料の準備等

職員の緊急時連絡網、緊急時連絡先一覧、収集・処理・処分等に係る支援依頼先一覧の関係書類を整理し、保管場所を明確にしておく。

(2) 災害時の対策**① 災害発生直後**

施設の被害状況を把握するとともに、関係課を通じてライフラインの被害状況を把握するとともに、応急復旧等の準備にとりかかる。

② 応急対応前期**ア) 仮設トイレの設置**

災害発生時は、断水により水洗トイレが使用できない場合や、避難所へ多数の被災者が避難することが想定されるため、平素から仮設トイレの確保に努めるとともに、被災者等の生活に支障が生じないように必要な仮設トイレを配置する。

また、仮設トイレからのし尿は、し尿処理場で処理するものとするが、必要に応じて一定の臨時貯留所を設置する。

イ) 被害状況の把握

施設の被害状況を把握するとともに、関係課を通じてライフラインの被害状況を把握するとともに、応急復旧等の準備にとりかかる。

ウ) 使用自粛要請

被害状況調査の結果、水洗トイレの使用自粛が必要な場合は、自粛についての要請とし尿の処理方法等について広報を行う。

③ 応急対応後期

関係各課との連絡を取りながらし尿の収集処理体制を確立する。また、施設の復旧に時間が必要となる場合には、広域支援体制の確立を要請する。

④ 恒久復旧対策

し尿処理に関する本復旧に向けて対応を行う。具体的には、国費（補助金等）による復旧事業の準備や、仮設トイレの整備計画について関係部署との協議等を進めていく。